

令和 5年 3月24日

事務主任・事務担当者 殿

総務課人事係

アルバイトの日給額等について

アルバイトの日給額等については、事務局からの指導により、九州大学パートタイム職員給与規程に準じた額としております。

令和5年度については、パートタイム職員給与規程の改正に伴い下記単価に設定することといたしますので、お知らせいたします。（令和5年4月1日以降適用）

なお、最低賃金については、下記参考のとおりとなっております。

日給については、勤務時間が7時間45分（8:30～12:00 13:00～17:15）となることから、これに応じた日給額としております。

アルバイトを雇用する際は、福岡県の最低賃金を下回らないようご留意の上、業務内容、予算額等に応じ、雇用する教員各位にてご決定願います。

なお、時間給の場合の勤務時間については、平成22年3月24日付け九大人給人第417号に基づき、1日の勤務時間を7時間以下としていただきますようお願いいたします。

また、留学生の勤務時間については、九州大学内でのアルバイトについては資格外活動の許可を受ける必要はありませんので、日本人学生と同様に、雇用の見込みが1か月未満の場合は一週あたり35時間を上限とできることを申し添えます。

記

日給	8,323円以内
時間給	1,074円以内

【参考】

福岡県最低賃金：1時間あたり900円

（令和4年10月8日～現在）

※最低賃金に改定があった場合は、改定後の賃金を下回らないようご注意願います。